

令和元年第5回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月27日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
(3) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 石井 恵子 委員長・田中和八 副委員長
長谷川 則夫 委員・竹内陽子 委員
岩田 典之 委員・血脇敏行 委員
中川 勝敏 委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 宇賀 正和
企画財政部長 中村 幸生
総務課長 篠宮 悟
財政課長 津々木 哲也
課税課長 松丸 健一
危機管理課長 寺田 豊
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井 治夫
主 査 萩原 靖殖
主任主事 石井 和子

委員長の挨拶

○石井治夫議会議務局長 それでは会議に先立ち、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 皆さん、おはようございます。本日より3日間、各常任委員会に付託を受けました議案の審議となります。本日は改選後初となる総務企画常任委員会でございます。議案第4号と議案第9号の2本ではありますが、慎重なる御審議をよろしくをお願いいたします。なお、本日より委員会のインターネット中継が配信されております。今まで同様市民の皆様の御期待に応えるよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会議務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日にわたり各常任委員会に付託をされました4議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第4号及び議案第9号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の2議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお祈りいたします。

○石井治夫議会議務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

[市長退席]

○石井治夫議会議務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第1、議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 個人の市民税の非課税の範囲が障害者、未成年者、寡婦、寡夫に今回単身児童扶養者が追加されることになりましたけれども、人数的な見込みを教えてください。

○石井恵子委員長 松丸課税課長。

○松丸健一課税課長 今回新たに指定します単身児童扶養者につきましては、改めて集計ということはありませんので、手持ちに数値というものはないんですけれども、その要件とされております児童扶養手当を支給しており、なおひとり親であるという世帯につきましては、ここ3年で申し上げますと平成28年度で351人、平成29年度で341人、平成30年度で340人となっております。ここ数年340人程度で横ばいの傾向になっているということです。なお今申し上げました数字につきましては、あくまでもひとり親ということでカウントしておりますので、これにつきましては先ほどの田中委員おっしゃられた寡婦、寡夫も含まれていると考えますので、単純に単身児童扶養者という形で定義した場合にはこの数よりも減ると見込んでいるところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 先般の本会議のところで36条の2の関係のところ、今回の改正について所得税の確定申告の添付書類ですとか記載事項の簡素化に準じたものと、その簡素化というんですけど、簡素化って具体的に内容をちょっと御説明をお願いいたします。

○石井恵子委員長 松丸課税課長。

○松丸健一課税課長 今、御質問のありました所得税の確定申告の添付書類及び記載事項の簡素化についてになりますけれども、こちらにつきましては本年の4月1日以降に提出される確定申告に適用されるものとされております。添付書類の簡素化につきましては、今まで添付書類とされておりました源泉徴収票であったりとか、あとは医療費の領収書等の一定の書類の添付が省略されることとなりました。また、記載事項につきましては年末調整の適用を受けた源泉徴収票を有する納税者が提出する確定申告書において、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額が同額である場合につきましては、所得控除の内容を記載せずに合計欄のみの記載で済むように記載が簡素化されたものでございます。

こちらにつきましては、市民税の申告書につきましても令和2年度以降の申告書で適用ができるものとされておりますけれども、それに当たりましては私どもの市民税の申告書の様式の変更が伴うものと考えているところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

竹内委員。

○竹内陽子委員 先ほど課長のほうから寡婦に関しては今回適用がないということですね、寡婦に関しては従来どおりということの解釈でよろしいんですね、まずそこを伺います。

○石井恵子委員長 松丸課税課長。

○松丸健一課税課長 寡婦につきましては今までどおり非課税の範囲に入っております。

○石井恵子委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内陽子委員 そして、今その申告のことの説明がありましたけれども、そうしますと例えばある程度会社がしっかりしていれば、そういう方の所得に関してきちんと市のほうに連絡が来るというのですか、例えば一般的に言うシングルマザーの方が一生懸命働いていらっしゃるんでしょうけれども、そういう会社から連絡がない、そして、御本人もそういうことがよくわからなかった。そういう方が必ずや私は出てくると思うんですね。そういった行き違いのような、本来ならば適用になる、でも、それが御本人も知らなかった、会社もそういう届けない、こういったようなケースが出てくると私は想定するんですが、その辺は市はどのように考えていらっしゃいますか。

○石井恵子委員長 松丸課税課長。

○松丸健一課税課長 給与所得者で申し上げますと、給与所得者の場合には給与の支払いをする者については、本人に源泉徴収票というのを渡す義務というものが所得税法で決められております。ですので、給与としていただける方につきましては、税上では源泉徴収票はいただくことになりまして、その源泉徴収票と同じ内容のものを市町村に提出する義務がございます。ですので、給与所得者ということにつきましては、そういったものが法令等に従い届くものと考えております。

源泉徴収票が出ない、例えば日払いの方だとかそういった方につきましては、申告の際にそういった事由がないかということを確認しながら適用してまいりたいと考えているところです。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そこはわかりました。そうしますと今回この条例の1つの内容を見ても、課税課のほうは非常にそういうチェックをするのが大変だというふうに想定しますが、それを10月以降、こういった問題にそれを課税する、減免するというところのチェック体制は今後どういうふうに考えているんですか。

○石井恵子委員長 松丸課税課長。

○松丸健一課税課長 それのチェック体制につきましては、あくまでも当初課税というお話だけになっちゃいますけれども、当初課税時につきましてはそういった給与支払者から届く源泉徴収票と同じ内容の給与支払報告書というものになりますけれども、そちらの記載内容の確認であるとか今回議案で出させていただいておりますけれども、扶養親族申告書等の提出がございますので、その内容を

確実にチェック、確認をいたしまして、当初課税の課税資料として適用してまいりたいと考えている
ところでは。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。質疑はよろしいですか、今の議案第4号全体でござ
います。

竹内委員。

○竹内陽子委員 自動車のほうの関係にちょっと入らせていただきますけれども、今回のこれを読め
ば読むほど非常にややこしいなど、複雑だなというふうに感じました。でも、市民の方々にとっては
非常にこれは有利になる部分もあるのではないかと、いろいろ解釈をしているのですけれども、
この軽自動車が入ってくるお金は、結局一般財源で何でも使っていていいですとなっているのですけ
れども、でも、この県のほうからの配分で、県のほうも28.5%の一部は県に占める政令市の国道及び
県道の面積の延長の比率に応じて政令市に交付されるとか、そういう部分もありますけれども、我が
市の場合には単に一般財源に入れてしまうという考え方でよろしいんですか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 この制度といたしまして、この財源については全て一般財源化の扱いとして
行いますので、特定の目的を持った歳出に充てることはありません。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それはわかりました。ただし、我が市において道路事情もなかなか難しい状況下に
置かれています。安全対策上の問題、そういうところが出ていてもなかなか財源がないからできない。
修理ができないという道路課のほうの話が出てくると、そうしたら今一般財源に算入するということ
ですけれども、逆にそういう要望が財政のほうにいけば、それはそれで対応するということなんです
か。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 担当課からこの目的を持ったものとして財源を充てたいという話はお受けい
たしません。ただ、道路を直すものについても特定財源としての交付金等を活用する中で、当然一般
財源が発生します。そのものについて総額、総体的に財政課のほうでその配分を行うことはありま
す。担当課からの申し入れについて受けるつもりはありません。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 先般の一般質問でも発言させていただきましたが、そもそも私は今回の消費税増税、国民の立場から見てもやれる環境にない、また日本経済の動向から見ても世界経済の米中のやりとりから見ても、今のような時期に日本の国で消費税を2%増税するということは、これは大変な経済的な困難をもたらすであろうと、こういうことからそもそも消費税の増税については基本的に今回やるべきでないという立場に立っておりますので、その点で今回のこの第4号議案につきましては、軽自動車税の一般財源の扱いで入ってくるこの問題ですけれども、これは1年限りの限定つきと、まさに消費税増税が最終決定したときこれが10月1日から来年の5月31日まで軽減されるといういわゆる激変緩和措置というふうな一環でこれは想定されているという点で、この特定の商品であるとか特定の業界の商品についてのみ、こういう特別の処置をとるということについては賛成できない。

2つ目に、ただしこの4号議案は先ほどの質問がありました単身児童扶養手当の問題で、寡婦の扱いが最終的に決まっておられませんけれども、それに準じた扱いでこの児童扶養手当受給者の数に近い、それよりは少なくなるであろうという御質疑が先ほどありましたが、これが適用されるということは基本的に賛成でございます。基本的には消費税増税のための激変緩和策としてこれが出されているということなので、そちらのほうが主要な中身ですので、この第4号議案には反対をいたします。

その他の理由はこの前の一般質問でも出させていただきましたように、消費税の増税が今やれる環境ということには今申し上げた経済環境のほかに、やはり国民の中で社会保障費が今確かに増大している。そういう中で一定に負担していかなきゃいけないんじゃないかという世論があるやに聞いておりますが、それでも喫緊の国民調査によれば、そう考える人は4割、増税すべきでないという人が5割を超えている。まさに今低所得者を中心として消費税の増税が大変なダメージになる。

まちの声の端的な言い方は、年金で暮らしていけない中で消費税を上げるのか、家庭はパンクだというのが圧倒的な庶民の考え方ではないでしょうか。この消費税増税から30年、大いに懐を肥やしたのは法人企業、大企業、これは今や大企業の内部留保は450兆円に到達している。ここを吐き出せばいいんじゃないかというのが今の選挙での戦われてるところだというまさにそういう直面するいろいろな声が国民から出されているところですが、私も国民の過半数が賛成していないこの消費増税については中止すべきだという立場から、この4号議案、2つの柱からなっていて、こっちは賛成、こっちは反対というわけにいかないんで、主たる消費税のことについて出されております4号議案については反対をさせてもらいました。

以上です。

○石井恵子委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○石井恵子委員長 起立多数であります。したがって当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第2、議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

それでは、まず7ページ、2款1項1目一般管理費、ここだけではなく次のページ、8ページ、4款3項2目水道事業会計費、この2つについて質疑をお受けいたします。いかがですか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 本委員会は総務企画常任委員会の委員会なんですが、今回全体的な中に臨時職員の賃金というのが入っております。この歳出の部分で2款1項、そのほかにも2款3項、5款1項、5款2項、9款というところに入っているんですが、これは総務の委員会ですので、総務の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

この2款1項1目の臨時職員賃金の中で、理由は本会議で述べられていたんですが、臨時職員の期限というのはどのくらいを期限にしてこの予算が盛られているのか、確認をさせていただきます。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 今2款1項というお話があったんですけど、臨時職員の雇用の予算についての考え方として、全体的なものとしてお答えいたします。今回一般会計で4課、特別会計で1課で臨時職員賃金の要求がございました。その内容等について財政課のほうで認めまして、期間についてはおのおの課の考えがあったんですけど、入れなきゃいけない理由が病気等による場合とかありますので、そういう方々が心配せずに療養していただけるように、あとは残った職員がいついなくなってしまうのかという気持ちがないように、統一した考えとして年度内、3月31日を期限としてこの5課について臨時職員の予算要求を認めたということになっています。同じ考えで3月31日です。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 8ページのところです。水道事業会計費、ここに負担金、補助金及び交付金で水道総合対策補助金という結局歳出ですから、払うわけですが、ここはたしか7市1町1企業団で構成していると思うんですが、この補助金というのはどういう性質で、この割合というのはどういうふうになっているのかというのをちょっと説明いただきたいと思います。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 この水道事業会計というところは市の水道会計のほうに繰り出しをするものとなっておりますので、名前はこういう大きい名前を使っているんですけど、ただ単に臨時職員賃金を雇うための経費を基準外繰り出しのものとして出す分をいくものですから、企業団とかそういうものの使い道ではなく、市の水道会計の必要額となりますので、ちょっと違うものになります。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 全く違いますね、よくわかりました。でも、このような総合対策なんて書いてあるので、ちょっとそういう理解をしたんですけど、よくわかりました。ありがとうございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。今7ページ、8ページだけです。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次にいきます。9ページ、8款1項4目の災害対策費、まずここだけでいきたいと思いますが、質疑ありますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、8款消防費防災無線維持管理費に必要な経費のところ、本会議の中で工業団地にある防災無線の地権者の危険物保管庫の影響で、移設をするというふうな答弁だったんですが、もう少し詳しくその移設の理由についてお伺いします。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 今回移設に当たりましては、地権者である事業主から事業を拡大するために防災行政無線の移設のお願いがありました。具体的には防災行政無線、現在つくられている施設の近くに防災行政無線があるわけですが、その建てている施設に危険物が保管されています。危険物というのは塗装や燃料等でございますが、その施設の事業拡大に伴いまして、危険物の量がふえるために、倉庫付近につきましては保安空地という空き地を設けなければならないということになっています。こちらが3メートルの空き地を設けなければならないということになってございまして、その3メートルの中に防災行政無線があるものから、それを撤去して新たに新設するものでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 確認ですけど、その3メートルというお話ですが、これは消防法によるものですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 消防法によりまして3メートルの空き地を設ける、3メートルの空き地の中には何もないようにしてくださいということでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、移設の方法についてお伺いします。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 移設につきましては、鉄塔にありますスピーカー、アンテナ、受信機等はそのまま新たなところでも使わせていただきます。鉄塔につきましては移設が不可能でございますので、新たに新設をして、新たに新設したところに古いスピーカーやアンテナ、受信機をつけるものでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 今のところの確認ですが、そうしますと再利用されるものはポールというんですか、それ以外のもの全てを再利用するということですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 そのとおりでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、最後に移設工事をするに当たってその放送設備が休止する期間はどのくらいになりますか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 工事に当たりましては、新しいものを新設をした上で、古いところを撤去してまいりますので、工事の当日等は聞こえない場合もあるかと思えますけれども、一兩日中にできるものと考えてございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 じゃあ確認だけ。その新しい移設場所というのは同じ敷地内ということでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 同じ敷地内ではございません。隣接するコンビニ等に移設を考えてございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認なんですけど、今私の耳がおかしくなれば、隣接しているというのはコンビニのところを考えているということで、地権者、そことのやりとり、それはもうまだ決まっていないということなんですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 私の言い方が大変紛らわしい形で大変失礼いたしました。同じところの敷地には立てません。それと隣接する敷地に考えております。こちらにつきましてはこれから交渉、契約等を結ぶ予定はしております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 これから交渉するんですか、それとももう内諾というか、いわゆるオーケーということは返事はもらっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 内諾をいただいております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次にいきます。10ページ、13款1項1目予備費のこの1つで質疑をお受けいたします。いかがですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。それでは、歳出の質疑は終わります。

続きまして、6ページ、歳入になります。歳入は19款1項1目財政調整基金繰入金とその下の21款4項2目雑入のうち、臨時職員等雇用保険負担の6,000円という中の3,000円が対象になるそうです。この2つの歳入について質疑を行いたいと思います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はよろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(3) 閉会中の継続調査について

○石井恵子委員長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時31分